

1 同一種目の再購入について

【問】 過去に購入した入浴補助用具が、転居により転居先の浴室で使用できなくなった。引き続き必要であるため、転居先でも使用できる同一種目の別用品を購入したいが、再度購入費の支給を受けることができるか。

(答)

事前審査の上で購入費の支給を認める場合がある。

介護保険法施行規則第 70 条第 2 項において「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。」とされており、再支給は原則として破損等による場合とされているが、転居先の環境では購入済みの福祉用具が使用できないが引き続き必要な状況であれば、事前審査の上で転居による環境の変化を「特別の事情」として購入費の支給を認める場合がある。

ただし、事前審査の際に通常の申請書類の外に、転居後の環境の写真を添付し、購入済みの福祉用具を変化後の環境では使用できないことを説明する必要がある。

なお、「使用できない」とは使用により事故のリスクが大幅に大きくなることを含む。